

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール

青森保健生活協同組合 法人薬事委員会

- 1 本プロトコールの使用は、事前に別紙④の合意書を締結した薬局のみとする。包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への疑義照会を不要とする。
- 2 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、患者の利便性が向上する場合に限る。
- 3 服用方法・安定性・価格等について患者に十分な説明を行い、同意を得た上で変更すること。
- 4 本プロトコール (1) ～ (7) については、別紙②の処方修正報告書を提出すること。
- 5 本プロトコール (8) については、別紙③残薬調整報告書を提出すること。

(1) 患者様のアドヒアランス向上のための剤形変更やフレーバーの変更

錠剤→OD錠への変更、錠剤の粉碎指示→同一成分の散剤・DS剤への変更は可。

例：ミヤBM細粒 →ミヤBM錠

ナウゼリンOD錠 10 mg →ナウゼリン錠 10 mg

タケプロンカプセル 15 mg →タケプロンOD錠 15 mg

(粉碎)メジコン錠 15 mg 3錠→メジコン散 10%45 mg (重量は 0.45 g)

※必ず患者に服用方法、患者負担額等を説明後、同意を得て変更してください。

※用法用量が変わらない場合のみ可

※安定性、溶解性、体内動態等を考慮して実施する。

(2) 一般名処方における調剤時の類似剤形への変更 (先発品類似剤形への変更を含む)

例：【般】プロチゾラム口腔内崩壊錠 0.25 mg

→プロチゾラム錠 0.25mg 「サワイ」

→レンドルミンD錠 0.25 mg

→レンドルミン錠 0.25 mg

※一般名処方においては下記にあげる範囲内で変更を可能とします (先発後発は問いません)

(ア) 普通錠、口腔内崩壊錠、カプセル剤、

(イ) 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤 (内服用固形剤として調剤する場合に限る)

(ウ) 液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤 (内服用液剤として調剤する場合に限る)

※患者に服用方法、患者負担額等を説明後、同意を得て調剤してください。

※銘柄等については「おくすり手帳」による情報提供を徹底してください。

(3) 基礎的医薬品・局方品のメーカー変更

例：カフェイン水和物「VTRS」→カフェイン水和物「マルイシ」

(4) 規格変更

例：5mg錠1回2錠 → 10mg錠1回1錠

10mg錠1回0.5錠 → 5mg1回1錠

※必ず患者に服用方法、安定性、患者負担額等を説明後、同意を得て変更してください。

※用法・用量、効能・効果が変わらない場合のみ可

※安定性、溶解性、体内動態。服用状況を考慮して実施する。

※処方箋に「剤形変更不可」と記載のある場合は除く。

(5) 一包化

「アドヒアランス不良で一包化による向上が見込まれる」の理由により一包化調剤すること
(抗がん剤、及びコメントに「一包化不可」とある場合は除く)

※上記以外の理由は、合意範囲外とする。

※必ず患者に服用方法、患者負担額について説明後、同意を得て調剤をしてください。

※安全性のデータに留意してください。

(6) 処方日数の最適化

(ア)週1回など特殊な用法の場合、DPP-4阻害薬の週1回製剤、HIF-PH阻害薬の週3回製剤、ビスホスホネート製剤の週1回あるいは月1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の最適化(処方間違いが明確な場合)

例：アレンドロン酸錠 35mg 1日1回1錠起床時 35日分→5日分

(イ)隔日投与の場合、「1日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合)

例：アトルバスタチン 10mg「サリ」1日1回1錠夕食後 1日おき 30日分→15日分

※抗がん剤、リウマトレックスなどは含まないので必ず疑義照会を行う。

(7) 出荷調整等による入手困難な場合(期間限定)

漢方薬はメーカー指定となっているが、出荷調整により入手困難な場合は変更を認める。

また、(1)患者様のアドヒアランス向上のための剤形変更ではなく、入手困難による剤型変更も可とする。流通が回復した際には速やかに処方箋どおりに調剤すること

(8) 残薬調整に関する情報提供

薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整(短縮)して調剤すること(外用剤の本数の変更も含む)

例：クロピドグレル錠 25 mg 30 日分→20 日分（10 日分残があるため）

例：テルビナフィン塩酸塩クリーム 1 % 3 本→1 本（2 本残薬があるため）

例：休薬指示がある時の日数調整されていない場合

メトホルミン 5 日休薬 28 日処方の場合→23 日分

※麻薬及び抗がん剤は対象外。必ず疑義照会をお願いします。

※予約日の変更や災害時等を考慮して残薬調整してください